

・ 調査結果の分析と考察

慣習や伝統に対する考え方と人権啓発の課題

石元 清英

はじめに

今回の市民意識調査では、前回の調査（2000年に実施）との比較を行うため、前回の調査と同じ質問項目を設けた箇所がある。それは問1、問2、問9である。また、前回の調査では、人権を侵害された経験の有無を問うたうえで、「もし、あなたや家族の方が人権侵害を受けたらどのような対応をしますか」という設問を置いたが、今回の調査では、「日常生活のなかであなたはここ5年くらいの間に、人権を侵害されたことがありますか」と、期間を限定して人権侵害の経験の有無を聞き（問5）人権侵害を受けたときの対応に関する設問を置いた（問5-2）。つまり、今回の調査では、人権侵害を受けたときに、実際にその本人が行った対応について質問したのである。それに加えて、今回の調査では、「学校や職場、地域社会、家庭など、日常生活のなかで、あなたはこれまでにだれかの人権を侵害したことがありますか」という、他人の人権を侵害した経験の有無を問う質問項目を設定した。他人の人権を侵害したことを自覚している人の人権意識を見るためである。

いうまでもなく、人権概念は、時代によって変化するものであり、人権意識の高揚にとともに、人権概念は広がり、深化してきている。そうした観点から、新しい人権問題に対する考え方を問う質問を設けた（問6）。

ここでは、前回調査の比較と、人権侵害の被害経験・加害経験の有無に関する調査結果を中心に、考察することにした。

1. 前回調査との比較

表1-1は、人権侵害の認知度について、前回調査との比較を行ったものである。この表では、10項目の社会的事象をあげ、それぞれが人権侵害にあてはまるかどうか問うた問1の結果を示した（前回調査と共通する9項目をあげた）。

[表1-1 人権侵害の認知度]

	「あてはまる」(%)		平均評価点	
	2000年	2007年	2000年	2007年
女性ということで男性より給料や昇進で低い評価を受けること	71.7	71.1	4.08	4.02
夫が妻に、身体的・精神的な暴力をふるうこと	81.7	82.8	4.33	4.39
障害のある人の結婚や育児に、周囲が反対すること	67.0	63.8	3.92	3.90
在日外国人の選挙権を認めていないこと	47.6	46.7	3.43	3.42
家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること	35.5	30.0	3.34	3.20
親が子どものしつけのために体罰を行なうこと	33.6	35.3	3.11	3.18
教師が、児童・生徒に体罰を行なうこと	37.8	37.1	3.29	3.23
HIV感染を理由に、労働者が解雇されること	70.7	70.5	4.07	4.04
犯罪被害者が名前や住所を報道されること	59.0	52.1	3.73	3.51

「あてはまる」は「よくあてはまる」と「まあまああてはまる」の計

これによると、「よくあてはまる」と「まあまああてはまる」の計は、前回の調査と大きな差はなく、その割合に5ポイント以上の差がみられるのは、「家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること」と「犯罪被害者が名前や住所を報道されること」の2つで、ともに「あてはまる」という回答が前回調査に比べて少なくなっている。

「よくあてはまる」を5点、「まあまああてはまる」を4点と、段階的に点数化し、「まったくあてはまらない」を1点、無回答を0点として算出した平均評価点を見ると、これについても大きな差はなく、「犯罪被害者が名前や住所を報道されること」の平均評価点が前回調査よりも0.22点、低下しているにすぎない。このように、前回調査との比較に関しては、「犯罪被害者が名前や住所を報道されること」を人権侵害とみなす人が少し減少したと指摘できる程度である。

表1-2は、人権や差別に対する考え方について、前回調査との比較を示したものである。

[表1-2 人権や差別に対する考え方]

	「あてはまる」(%)		平均評価点	
	2000年	2007年	2000年	2007年
差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである	85.5	85.9	4.37	4.34
どんな理由があっても差別はいけない	69.3	71.8	4.02	4.07
社会的に弱い立場の人の権利は社会全体で守る必要がある	84.5	81.1	4.36	4.25
差別の原因は、差別された人の側にもある	36.5	35.0	2.87	2.91
差別された人の気持ちをきちんと聞くことが大事だ	89.1	87.4	4.49	4.38
差別された人はまず世の中に受け入れられるよう努力が必要	51.1	49.7	2.48	2.54
みな同じが良いという考え方が個性や異質者を排除する	67.4	60.7	4.00	3.80
人権を強調するあまり義務や責任をおろそかにするのは良くない	84.1	85.3	4.41	4.41

「あてはまる」は「よくあてはまる」と「まあまああてはまる」の計

これによると、前表と同様、前回調査との間に大きな差は見られず、「あてはまる」の割合に5ポイント以上の差が出ているのは、「みな同じが良いという考え方が個性や異質者を排除する」だけで、前回調査を6.7ポイント下回っている。また、平均評価点でも、「みな同じが良いという考え方が個性や異質者を排除する」が前回調査に比べて0.20点、低くなっている（「差別の原因は、差別された人の側にもある」と「差別された人はまず世の中に受け入れられるよう努力が必要」については、「よくあてはまる」が1点、「まあまああてはまる」が2点と、評価点のつけ方が他と逆になっている）。

表1-3は、慣習や伝統に対する考え方について見たものである。

[表1-3 慣習や伝統に対する考え方]

	「そう思う」(%)		平均評価点	
	2000年	2007年	2000年	2007年
家を建てたり購入の際、家相や方角等も考慮すべきだ	32.3	55.5	3.03	2.52
めでたいことは、やはり「大安」の日に行なうべきだ	49.1	50.5	2.66	2.65
伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない	35.4	37.6	2.96	2.98

「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計

これによると、「家を建てたり購入の際、家相や方角等も考慮すべきだ」という考え方については、それを肯定する回答が2000年の32.3%に対して、今回は55.5%と、23ポイントほど増加していることがわかる。また、「そう思う」を1点、「どちらかといえばそう思う」を2点とした平均評価点でも、「家を建てたり購入の際、家相や方角等も考慮すべきだ」について、2007年のほうが0.51点も高くなっている。占いに関する書籍の売り上げが上昇し、風水などの方角占いが頻繁にテレビなどで取り上げられるなど、近年の占いブームが大きく関係しているものと考えられる。

なお、六曜の「大安」にこだわったり、「大相撲の土俵に女性は上がるべきではない」という考え方については、ほとんど変化はなかった。

2. 人権侵害の加害・被害別に見た人権等に対する考え方

日常生活のなかで、これまでだれかの人権を侵害したという経験について問うた問4では、「よくある」0.7%、「時々ある」9.6%、「ほとんどない」35.5%、「まったくない」19.4%、「わからない」32.3%という回答があがった（無回答は2.5%）。一方、ここ5年くらいの間に人権を侵害されたことがあるという経験については、「よくある」1.7%、「時々ある」7.5%、「ほとんどない」38.7%、「まったくない」32.0%、「わからない」18.0%であった（無回答2.0%）。加害・被害の場合とも、「よくある」と「時々ある」を合わせて「経験あり」、「ほとんどない」と「まったくない」を合わせて「経験なし」とし、人権や差別などに関する質問項目とクロスさせて、平均評価点を示したものが表2-1以降の表である。

まず、人権侵害の認知度について見ると（表2-1）、人権侵害の加害・被害とも、その経験があると回答したほうが平均評価点が高くなっている場合が多い。たとえば、「女性ということで男性より給料や昇進で低い評価を受けること」では、加害で0.17点、被害で0.18点、「経験あり」のほうが平均評価点が高く、「夫が妻に、身体的・精神的な暴力をふるうこと」では、加害で0.10点、被害で0.06点、「経験あり」のほうが高くなっている。逆に、「経験あり」のほうが平均評価点が低くなっているのは、加害・被害とも2項目であるが、その差はいずれも0.03点以下であり、ほぼ同じ点数と見てよいほどのものである。

[表2-1 人権侵害の認知度（平均評価点、人権侵害の加害・被害別）]

	人権侵害をした		人権侵害を受けた	
	経験あり	経験なし	経験あり	経験なし
女性ということで男性より給料や昇進で低い評価を受けること	4.12	3.95	4.18	4.00
夫が妻に、身体的・精神的な暴力をふるうこと	4.46	4.36	4.47	4.41
障害のある人の結婚や育児に、周囲が反対すること	4.03	3.86	3.92	3.90
在日外国人の選挙権を認めていないこと	3.54	3.36	3.44	3.39
結婚に際して相手の出身地が同和地区かどうか調べること	4.10	3.93	3.97	4.00
家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること	3.38	3.18	3.35	3.17
親が子どものしつけのために体罰を行なうこと	3.30	3.15	3.30	3.15
教師が、児童・生徒に体罰を行なうこと	3.20	3.23	3.22	3.23
HIV感染を理由に、労働者が解雇されること	4.08	4.02	4.10	4.04
犯罪被害者が名前や住所を報道されること	3.47	3.49	3.74	3.48

大きな差が表れているとはいえないものの、人権侵害の加害・被害とも、その経験があると回答した人の人権侵害の認知度は、その経験がない人よりもやや高いといえよう。

次に、人権や差別に対する考え方について見ると(表2 - 2) 前表で見たような、人権侵害の加害・被害の経験の有無による平均評価点の違いは、明確には認められない。

[表2-2 人権や差別に対する考え方(平均評価点、人権侵害の加害・被害別)]

	人権侵害をした		人権侵害を受けた	
	経験あり	経験なし	経験あり	経験なし
差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである	4.15	4.40	4.26	4.38
どんな理由があっても差別はいけない	3.89	4.14	3.94	4.12
社会的に弱い立場の人の権利は社会全体で守る必要がある	4.32	4.28	4.35	4.26
差別の原因は、差別された人の側にもある	2.97	2.82	3.01	2.88
差別された人の気持ちをきちんと聞くことが大事だ	4.43	4.41	4.49	4.39
差別された人はまず世の中に受け入れられるよう努力が必要	2.43	2.44	2.47	2.50
みな同じが良いという考え方が個性や異質者を排除する	3.92	3.76	3.88	3.77
人権を強調するあまり義務や責任をおろそかにするのは良くない	4.49	4.40	4.55	4.41

「差別の原因は、差別された人の側にもある」と「差別された人はまず世の中に受け入れられるよう努力が必要」という、差別される側にも責任を求める項目については、点数のつけ方が他の項目とは逆になっているので、この表でも平均評価点が高いほど、人権や差別に対する理解が高いとみなすことができる。表2 - 2によれば、「経験あり」のほうが平均評価点が高いのは、加害・被害とも8項目中5項目で、それぞれ0.1点前後ほど「経験なし」よりも高くなっている。これに対し、「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」「どんな理由があっても差別はいけない」という項目では、加害経験があると回答した人のほうが「経験なし」よりもそれぞれ0.25点、平均評価点が低くなっているのである。また、被害経験でも、この2つの項目について「経験あり」が「経験なし」よりも平均評価点が順に0.12点、0.18点、低くなっている。このように、問2の人権や差別に対する考え方については、人権侵害の加害・被害の経験の有無による違いが明瞭な形では表れなかった。

新しい人権問題に対する考え方について見た表2 - 3によると、「性犯罪歴のある人の名前や住所を警察が公表すること」という、人権の観点から見ても、人により意見が大きくわかれる項目に関しては、加害・被害とも「経験あり」のほうが「経験なし」よりも平均評価点が低くなっているが、他の項目ではいずれも加害・被害共通して「経験あり」のほうが平均評価点が高くなっている。とりわけ、「就職の面接で人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと」については、加害で0.32点、被害で0.51点、「経験あり」のほうが平均評価点が高くなっており、「採用決定前に就職希望者に健康診断書の提出を求めること」では、被害で0.27点、「理由にかかわらず、不法滞在の外国人を強制退去させること」では、加害で0.20点、「経験あり」のほうが平均評価点が高い。このように、人権侵害の加害者になったことがある人と、人権侵害の被害者になったことがある人は、共通して人権侵害事象に対する認識が比較的高いといえよう。

[表 2-3 人権の観点から問題のある行為に対する考え方(平均評価点、人権侵害の加害・被害別)]

	人権侵害をした		人権侵害を受けた	
	経験あり	経験なし	経験あり	経験なし
就職の面接で人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと	2.93	2.61	3.16	2.65
採用決定前に、就職希望者に健康診断書の提出を求めること	2.30	2.19	2.47	2.20
性犯罪歴のある人の名前や住所を警察が公表すること	2.01	2.13	2.06	2.12
親が子どもにきた電子メールを勝手に読むこと	3.60	3.47	3.69	3.48
理由にかかわらず、不法滞在の外国人を強制退去させること	2.99	2.79	2.97	2.81

3. 慣習や伝統に対する考え方と人権意識との関係

今回の調査結果に関する質問項目間のクロス集計を通して、市民の人権意識と強い相関を持つ項目のひとつに慣習や伝統に対する考え方があるといえるので、それについて考えてみたい。

表3-1は、慣習や伝統に対する考え方別に、問1にあがった事象が人権侵害に「よくあてはまる」と回答した人の割合を示したものである。

[表 3-1 人権侵害に「よくあてはまる」と回答した人の割合(慣習や伝統に対する考え方別、%)]

	家を建てたり購入の際、家相や方角等も考慮すべき		めでたいことは、やはり「大安」の日に行なうべきだ		伝統なのだから、女性性は土俵に上がるべきではない	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
女性ということで男性より給料や昇進で低い評価を受けること	44.1	51.9	34.1	55.1	34.4	56.8
夫が妻に、身体的・精神的な暴力をふるうこと	61.5	72.7	55.3	73.7	56.5	79.5
障害のある人の結婚や育児に、周囲が反対すること	35.9	48.6	31.8	51.0	29.4	51.6
在日外国人の選挙権を認めていないこと	24.3	29.0	25.0	32.3	19.1	33.3
結婚に際して相手の出身地が同和地区かどうか調べること	36.7	55.2	36.4	55.6	33.8	59.0
家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること	12.4	10.9	9.8	11.1	10.6	12.0
親が子どものしつけのために体罰を行なうこと	19.5	24.6	15.9	25.8	14.4	26.0
教師が、児童・生徒に体罰を行なうこと	14.4	28.4	11.4	32.3	12.4	25.7
HIV感染を理由に、労働者が解雇されること	39.0	55.2	34.8	62.6	35.9	59.3
犯罪被害者が名前や住所を報道されること	31.9	43.7	30.3	44.9	30.9	41.0

これによると、「家を建てたり購入の際、家相や方角等も考慮すべき」という意見に対して、「そう思う」と回答した人(肯定派)のうち、「女性ということで男性より給料や昇進で低い評価を受けること」という事象を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは44.1%であるが、「そう思わない」と回答した人(否定派)では、同じ事象を人権侵害に「よくあてはまる」と回答したのは51.9%と、肯定派を8ポイントほど上回っている。すなわち、「家相や方角等も考慮すべき」という意見を否定する人のほうが、「女性が給料や昇進で低い評価を受けること」を人権侵害であるとしているのである。そして、「家相や方角等も考慮すべき」という意見については、「家族が寝たきりの高齢者の希望に反して施設に入所させること」という事象を除く9項目で、人権侵害に「よくあてはまる」と回答した人の割合が肯定派よりも否定派で高くなっている。

また、「大安」にこだわる意見や「女性性は土俵に上がるべきではない」とする意見については、ともに10項目すべてで、人権侵害に「よくあてはまる」と回答した人の割合が否定

派で高く、「家相や方角等も考慮すべき」という意見の場合よりも、否定派と肯定派との間の、「よくあてはまる」と回答した人の割合がかなり大きくなっている。たとえば、「大安」にこだわる意見では、「女性が給料や昇進で低い評価を受けること」「教師の体罰」「HIV感染を理由にした解雇」の3項目で、「よくあてはまる」の割合が肯定派と否定派の間で20ポイント以上の差となっている。そして、「女性は土俵に上がるべきではない」という意見では、「女性が給料や昇進で低い評価を受けること」「夫が妻に暴力をふるうこと」「障害者の結婚や育児に周囲が反対すること」「結婚に際して相手の出身地が同和地区かどうか調べること」「HIV感染を理由にした解雇」の5項目で、否定派の「よくあてはまる」と回答した人の割合が肯定派のそれを20ポイント以上、上回っている。

このように、慣習や伝統に対して否定的な考えを持つ人ほど、人権問題についての理解が高いといえよう。このことは、新しい人権問題も同様である。

慣習や伝統に対する考え方別に問6にあげられた事象を人権の観点から「問題がある」と回答した人の割合を示した表3-2を見ると、すべての項目で慣習や伝統に対して否定的な考え方を持つ人のほうが肯定的な考え方を持つ人に比べて人権の観点から「問題がある」と回答した人の割合が高くなっている。ただし、表2-3で見たように、意見が大きく分かれやすい「性犯罪歴のある人のプライバシー」の問題に関しては、否定派と肯定派との間の差が小さくなっている。しかし、「就職の面接で人事担当者が就職希望者の家族構成を聞く」について人権の観点から問題があると回答した人の割合は、慣習や伝統に関する3つの意見いずれでも、否定派のほうが肯定派の2倍近い大きさとなっている。

[表3-2 人権の観点から問題があると回答した人の割合(慣習や伝統に対する考え方別、%)]

	家を建てたり購入の際に家相や方角等も考慮すべき		めでたいことは、やはり「大安」の日に行なうべきだ		伝統なのだから、女性は土俵に上がるべきではない	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
就職の面接で人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと	13.7	23.5	12.9	24.7	11.2	22.1
採用決定前に、就職希望者に健康診断書の提出を求めること	4.3	8.2	4.2	9.1	4.7	5.7
性犯罪歴のある人の名前や住所を警察が公表すること	3.8	5.0	4.9	5.1	4.4	5.5
親が子どもにきた電子メールを勝手に読むこと	26.6	29.0	25.4	32.8	25.6	32.8
理由にかかわらず、不法滞在の外国人を強制退去させること	12.2	18.0	12.5	22.7	12.1	19.1

表3-3は、問10にあがった行動や考え方を自分に「よくあてはまる」と回答した人の割合を、慣習や伝統に対する考え方に示したものである。

[表3-3 差別的行為に「よくあてはまる」と回答した人の割合(慣習や伝統に対する考え方に別、%)]

	家を建てたり購入の際家相や方角等も考慮すべき		めでたいことは、やはり「大安」の日に行なうべきだ		伝統なのだから、女性は土俵に上がるべきではない	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
自宅近くに障害者施設の建設計画が持ち上がったら反対する	5.1	1.1	4.9	0.5	4.7	1.6
自分の身内に障害のある子どもが生まれることはいやだ	31.1	27.9	35.2	26.8	31.5	23.8
結婚する相手の家族の状況は調べておきたい	33.2	11.5	34.1	11.6	36.5	15.6
同和地区を含む校区には引っ越したくない	26.1	8.7	28.8	9.6	27.4	13.1
自分の身内が未婚のまま子どもを産むことには反対する	35.4	28.4	41.7	22.7	40.9	18.9

これによると、「結婚する相手の家族の状況は調べておきたい」という考え方が自分に「よくあてはまる」と回答した人は、「家相や方角等も考慮すべき」という意見に対する肯定派で33.2%、否定派では11.5%と、「家相や方角等」にこだわる人ほど、「結婚する相手の家族の状況は調べておきたい」と考える傾向にあるといえる。同様に他の行動や考え方についても、慣習や伝統を肯定する人ほど、「よくあてはまる」と回答した人の割合がいずれも高くなっている。このように、「家相や方角等」や「大安」にこだわり、「女性は土俵に上がるべきではない」と考える人ほど、障害者施設への理解がなく、身内に障害児が生まれることを嫌い、結婚に際しての身元調査を認め、同和地区を忌避し、未婚の母に対して非寛容的な態度をとる傾向が見られるのである。

おわりに

以上見てきたように、人権侵害の加害・被害とも、その経験のある人のほうが人権侵害事象に対する認識が比較的高かった。しかし、経験の有無による差は、それほど大きなものとはいえず、当初の予想とはやや異なる結果となった。なぜなら、自分が他者の人権を侵害したことがあると自覚している人や、人権侵害を受けたという経験を持つ人は、何が人権侵害に当たるのかという認識を「経験なし」の人よりも強く持つであろうと考えたからである。加害・被害経験の差が明瞭に出なかったことについては、今後、考察を深めていくべき課題であるといえる。

今回の調査結果からは、慣習や伝統に対して肯定的考え方を持つ人ほど、人権侵害事象に対する認識が低く、障害者や同和地区に対する忌避意識が強く、伝統的家族秩序から外れた生き方に対して非寛容である傾向が見られた。つまり、慣習や伝統への考え方と人権意識との間に強いマイナスの相関が見られたのである。これからの人権啓発・人権教育において、慣習や伝統に対する肯定的な考え方を持つ人たちへの働きかけが重要な課題であることが見えてきたといえよう。

はじめに

今回、市民の学習経験や人権関連施設の認知・利用についても調査した。人権教育・啓発の普及状況を調べるとともに、そうした施策と市民の人権意識との関連から人権教育の成果を明らかにすることを旨としたのである。ただ、神原報告で明らかなように人権意識はさまざまな要因で形成されるのであって、学習経験や利用経験だけが人権意識を形成するわけではない。また、施設利用と人権意識の関連は人権意識が高い人が施設を利用しているのか、施設利用の結果として人権意識が高いのかは、調査から明らかにできるわけではない。しかも、今回の調査では学習経験については無回答がきわめて多かったため、その点も考慮しながら分析する必要がある。

しかし、以下に見るように、学習経験や施設利用は、市民の人権意識とさまざまな面で関連していた。これらを検討することを通じて、今後の人権教育・啓発に関する施策の課題を明らかにする。

1. 学習経験と人権意識

(1) 学校・啓発活動・職場研修での学習経験と方法

学校教育においては1974・75年に小・中学校で使用するすべての社会科教科書に同和問題記述が記載されたことから、実践の濃淡はあるものの人権教育が実施されてきた。さらに大阪府の場合は、1970年度から解放教育読本『にんげん』が無償配布され、学校教育における教材として活用されてきた。したがって、現在の40歳代後半までの人々は、学校における人権教育を受けた世代となる。

こうした歴史的経過は調査にも明確に表れており、40歳代以下の多くの人は学校での学習経験があり、「差別の厳しい現実がわかった」「人権の大切さがわかった」などの肯定的評価の方が、「内容が暗くおもしろくなかった」などの否定的評価より多い。啓発活動経験（学校の授業以外の講演会など）は逆に40歳代以降の人が多く、啓発活動・職場研修の場合でも肯定的評価が多かった。

学習方法に関しては、年齢を問わず「映画・ビデオ視聴」が多く、40歳代以下では「学校の教材」が多いのは当然の結果であろう。また、20歳代以下の場合「疑似体験学習」「当事者による講演会」も多く、1990年代後半「国連の人権教育10年行動計画」実施にかかわり、人権教育の内容・方法についての模索があったことを反映している。それに対して50歳代以降は、「専門家による講演会」が他の世代より多かった。

これらの方法について学習経験者からみて「効果」があったものは、「疑似体験学習」「当事者による講演会」「現地研修」「交流」である（P.60参照）。これらの学習は被差別者の立場になって経験したり、考えたりすることができるもので、いわば現実感が持てることが共通点であるといえよう。筆者の大学でも「部落問題など過去の問題であると思っていた」若者が、当事者に話を聞くことで現実の問題であると認識したと語ることが多い。差

別の現実が見えにくくなっている中で、被差別当事者自身による啓発の効果が大きいことが確認できる。

一方、「参加型学習」は広義には疑似体験や現地研修も含むものであるが、今回は「話し合いやゲームなど」に限定して聞いたところ、効果が低いという結果であった。今後のさらなる工夫が必要とされている。また、「学校の教材」の効果が低いのは、読み物教材という点で教材理解の難しさが学習者から嫌われていることも影響していると思われる。今後も教材の使用方法についての工夫が必要とされているし、他の方法論と組み合わせることが求められている。

(2) 学習経験と人権意識

では、学習経験は人権意識とどのような関連があるだろうか。以下、「人権侵害に該当する行為(問1)」、「問題ある行為への対応」(問6)、「差別的行為に対する態度」(問10)と学習経験との関連を検討してみた。

表1は学習経験と人権意識の関連を示したものである。表中の数字は先に見たように回答を点数化して出した平均評価点で、「どちらでもない」が3点なので、3以上は人権意識が高いということになる。有無の差とは、学習経験者とそうでない者との平均評価点の差である。以下の表2、3も同じことを示している。

[表1 学習経験と人権侵害に該当する行為(表中の数値は平均評価点)]

	評価を受けること	より給料や昇進で低い	女性ということで男性	と	夫が妻に、身体的・精神的な暴力をふるうこと	ること	障害のある人の結婚や育児に、周囲が反対すること	認めていないこと	在日外国人の選挙権を	かを調べること	身地が同和地区かどうか	結婚に際して相手の出	望に反して施設に入所させること	寝たきりの高齢者の希望	と	親が、子どものしつけのために体罰を行うこと	教師が、児童・生徒に体罰を行うこと	と	HIV感染を理由に、労働者が解雇されること	犯罪被害者が名前や住所を報道されること
学校の授業	あり	**4.2	**4.53	**4.02	**3.61	**4.13	3.26	**3.35	**3.36	**4.22	*3.62									
	なし	*3.75	*4.27	**3.7	*3.12	**3.81	**3.07	**3.01	*3.11	3.79	3.41									
	有無の差	0.45	0.26	0.32	0.48	0.32	0.19	0.34	0.25	0.43	0.25									
学校の授業以外の講演会など	あり	4.07	*4.5	**4.03	*3.53	*4.1	3.24	3.31	*3.34	4.14	3.56									
	なし	3.98	4.41	3.86	3.33	3.99	3.13	3.11	3.19	4.03	3.56									
	有無の差	0.09	0.09	0.17	0.2	0.11	0.11	0.2	0.15	0.11	0									
職場の研修	あり	*4.14	4.49	**4.15	3.46	**4.24	3.25	3.25	3.25	*4.18	3.51									
	なし	3.99	4.41	3.86	3.39	3.98	3.12	3.12	3.21	4.04	3.55									
	有無の差	0.15	0.08	0.29	0.07	0.26	0.13	0.13	0.04	0.14	-0.04									

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

表1からわかることを列記したい。学校の授業経験者は「高齢者」を除く全項目で「なし」の人より評価点がかかなり高く、その差も大きい。したがって、授業経験者の方が人権侵害を敏感に感じ取っていることがわかる。学校の授業以外の講演会など(以下「学校外学習」という。)の経験者は、「妻への暴力」「障害者の結婚」「外国人の参政権」「同和地区の身元調査」などの項目で「なし」の人より高い。職場研修経験者は「障害者の結婚」「同和地区の身元調査」「HIV」などは「なし」の人より評価点が高い。学校の授業、学校外学習、職場研修の経験のうち、「障害者の結婚」「同和地区の身元調査」の項目以外

は学校の授業が一番評価点が高い。これは年齢も影響している可能性があるが、やはり、学校の授業が人権問題の「発見」について効果を発揮していると見ることができる。職場研修が「同和地区の身元調査」について高い評価点を示すという特徴は、次の表2の違反質問、表3の身元調査にも表れており、就職差別をなくす取組みが影響しているだろう。

[表2 学習経験と問題ある行為への対応(表中の数値は平均評価点)]

		就職の面接で 人事担当者が 就職希望者の 家族構成を聞 くこと	採用決定前 に、就職希望 者に健康診断 書の提出を求 めること	性犯罪歴のあ る人の名前や 住所を警察が 公表すること	親が子どもに 来た電子メー ルを勝手に読 むこと	理由にかかわ らず、不法滞 在の外国人を 強制退去させ ること
学校の授業	あり	**2.98	**2.37	2.05	**3.62	**2.96
	なし	2.78	2.09	2.22	3.38	2.7
	有無の差	0.2	0.28	-0.17	0.24	0.26
学校の授業以外 の講演会など	あり	2.86	2.33	**2.28	3.6	2.95
	なし	2.57	2.2	2.12	3.48	2.77
	有無の差	0.29	0.13	0.16	0.12	0.18
職場の研修	あり	**3.02	2.27	2.21	3.57	2.86
	なし	2.59	2.25	2.1	3.52	2.84
	有無の差	0.43	0.02	1.1	0.05	0.02

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

表2は学習経験と「問題ある行為」への対応である。内容的には「人権問題である」と明確に位置づけられていないような「新しい人権課題」を尋ねたものである。その結果、「電子メールを勝手に読むこと」以外の項目については、3以下の評価点の項目が増えている。学習の経験者と未経験者との間で回答に違いが出た項目は、「就職時の違反質問」で、特に職場研修の経験者と未経験者とは大きな違いがあった。ただし、「採用前の健康診断」については、職場研修が徹底していないことが伺える結果である。

また、「性犯罪者の名前公表」については一番評価点が低く、学校の授業経験者は逆転している。つまり、「人権の観点から問題がある」かどうかは、時代によって進展していくのであり、学習されていないような「新しい人権課題」になると学習の経験者と未経験者との差が縮まるのである。人権学習が個別具体的な課題についての理解を深めることはできても、いわば「応用問題」としての「新しい課題」については対応できていないともいえるだろう。

表3は学習経験と差別的行為との関係である。表1が人権の意識面を尋ねた結果であるのに対して、表3は自分が実際には差別的行為をするかどうかについて尋ねたものである。筆者も含めて私たちは、人権にかかわる規範を理屈では理解できていても、自分の利害に係わることになると迷いがでることは当然である。自分の利害をも含めて、差別的行為に対して拒絶できるかどうか問われている。

「自宅の近くに障害者施設の建設計画が持ち上がった場合は反対する」に関しては学校外学習経験者だけ有意差があり、他は学習効果が弱い。また、他都市の調査では「身体障害者」と「精神障害者」の施設では市民の意識が分かれるという結果も出ている。国の人権教育基本計画で特に「精神障害者」への排除を問題にしていることから、障害者問題といった場合も個別の課題に配慮することが今後必要であろう。

[表3 学習経験と差別的行為への対応(表中の数値は平均評価点)]

		自宅近くに障害者施設の建設計画が持ち上がったら反対する	自分の身内に障害のある子どもが生まれることはいやだ	結婚する相手の家族の状況は調べておきたい	同和地区を含む校区には引っ越したくない	自分の身内が未婚のまま子どもを生むことには反対する
学校の授業	あり	3.81	2.68	2.71	2.89	*2.8
	なし	3.73	2.54	2.5	2.74	2.41
	有無の差	0.08	0.14	0.21	0.15	0.39
学校の授業以外の講演会など	あり	*3.9	2.65	2.62	2.93	2.65
	なし	3.72	2.52	2.62	2.79	2.61
	有無の差	0.18	0.13	0	0.14	0.04
職場の研修	あり	3.84	2.7	*2.77	*2.98	2.57
	なし	3.74	2.54	2.62	2.81	2.66
	有無の差	0.1	0.16	0.15	0.17	-0.09

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

「身元調査」と「同和地区を含む校区には引っ越したくない」では職場研修が効果をあげているが、他の項目は顕著な効果を示さなかった。表1のような「人権意識」レベルのみならず、自分の利害にも関わるようなレベルにおいても研修効果が出るような研修内容をより工夫する必要がある。

一方、こうした学習経験は次に見る施設の認知や利用実態とも関連していた。すなわち、なんらかの学習経験の方が各種施設の存在を知っているし、利用もしているのである。そして次に見るように施設の利用はさらなる人権意識の向上に結びついていることを考えると、学習経験が人権学習の意欲を喚起しているともいえる。

2. 施設利用の実態

(1) 人権関連施設と地域性

豊中市内にある5種類の人権関連施設の認知状況と利用状況について調査した。その結果、男性より女性の方が知っており、また利用もしている。年齢的には障害福祉センターが高齢者、子育て支援センターが子育て世代である30・40歳代の人々の認知や利用が高いものの、他の施設は年齢的には分散している。これは障害福祉センターや子育て支援センターの事業内容が当該の人々の要求に応えるべく実施されているのであるから、当然の結果であるといえよう。

今回、これら施設が所在している中学校区(所在又は近接する2校区)、その中学校区に隣接する校区、さらにそれ以外の校区で認知や利用状況を検討した。その結果が表4と表5である。

表4を見ると、地域的にも全市的にも認知されている男女共同参画推進センターと国際交流センター、比率が下がるが同じような傾向の障害福祉センター、地域的認知は高いが全市的には認知されていない人権まちづくりセンターの状況が明らかになった。

これは各施設の性格や広報の仕方を反映しているといえるが、人権まちづくりセンターが地域の福祉施設であるのみならず同和問題をはじめさまざまな人権問題に関わる情報発

信・啓発の施設であるということを考えた場合、より全市的な認知が進むことを期待したい。

[表4 施設の所在と認知状況(%)]

	とよなか男女 共同参画推進 センターすて っぷ	障害福祉セン ターひまわり	とよなか国際 交流センター	豊中人権まち づくりセンタ ー又は蛸池人 権まちづくり センター	子育て支援セ ンターほっぺ
所在校区	**50.8	**37.6	**47.7	**47.2	*25.9
隣接校区	*35.2	*34.8	33.1	*26.4	19.9
その他校区	25.7	26.7	27.8	17.6	18.1

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

表5は施設の所在と利用状況を示している(なお、この部分は有意差検定していない)。認知状況以上に各施設の特徴が出ている。男女共同参画推進センターが所在校区、隣接校区ともに利用率が高く、全市的にも利用されており、国際交流センターも似たような傾向である。それに対して人権まちづくりセンターは地域密着型ともいえる施設である。逆に障害福祉センターの場合、地域性はほとんどなく全市的な利用が多い。また、子育て支援センターは全市的というより周辺地域的な利用といえよう。なお、利用状況については所在校区の回答数が少ない。多くて105人、少ない所は57人であることから一応の目安として考えたい。

[表5 施設の所在と利用状況(%)]

	とよなか男女 共同参画推進 センターすて っぷ	障害福祉セン ターひまわり	とよなか国際 交流センター	豊中人権まち づくりセンタ ー又は蛸池人 権まちづくり センター	子育て支援セ ンターほっぺ
所在校区	41.7	19.1	32.4	37.4	28.1
隣接校区	40.1	20.1	28.0	23.8	25.0
その他校区	30.3	22.8	22.2	15.7	16.7

利用状況も認知状況同様、施設の性格や広報のあり方を反映しているが、内容を見ると、人権まちづくりセンターの場合は所在校区での講座利用が高い(23.9% 16/67人)。つまり、人権まちづくりセンターの場合、さまざまな事業を目的に人々が集まっているのである。男女共同参画推進センターは会議室利用も多く、所在校区・隣接校区住民が学習・交流施設として自発的に利用しているのと対照的である。その意味で人権まちづくりセンターが同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に向けての交流を推進するためには、魅力的な事業を展開し、人々を呼び込まなければならないことが確認できる。

(2) 施設利用と人権意識

これら施設はそれぞれの設置目的があり、相談活動や事業を実施しているほか、人権教育・啓発の場になっている。利用している人とそうではない人との間に、どのような意識の違いがあるかを先に見た「学習経験と人権意識」の場合と同じように検討した。表6は施設利用と「人権侵害に該当する行為」(問1)、表7は同じく施設利用と「問題ある行為への対応」(問6)、表8は施設利用と「差別的行為に対する態度」(問10)の相関を示したものである。数値は調査結果に示された「平均評価点」である。()内は利用者の実数を示している。人権まちづくりセンターの場合、利用者は83人、今回回答者総数の4.7%にあたる人々の意識の特徴であることに注意されたい。

表6を見ると、何らかの形で施設を利用している人とそうではない人との間で、人権意識の違いがあることがわかる。問1にかかわるすべての項目で「利用あり」の人が「利用なし」の人の評価点を超えている。ただ、高齢者問題とHIV感染者問題に関してはその差が少なく、利用者の人権意識が高いとは言い難い。

各施設と密接な関わりのある人権課題を見ると、男女共同参画推進センターと「女性給料」「DV」と言った女性にかかわる人権問題について評価点が高い、すなわち、人権侵害であると理解している比率が高い。同じように、障害福祉センターと高齢者問題、人権まちづくりセンターと身元調査、子育て支援センターと親の体罰の評価点が高くなっている。これは施設利用者の人権意識がもともと高かったのか、それとも施設利用の結果として人権意識が高まったのかは不明であるが、個別の課題に対する意識とそれぞれの施設の事業が相関していることは確かである。

[表6 施設利用と人権侵害に該当する行為(表中の数値は平均評価点)]

	評価を受け ること	女性という ことで男性 より給料や 昇進で低い こと	と 性的な暴力 をふるうこ と	夫が妻に、 身体的・精 神的事務を ふるうこと	育児に、周 囲が反対す ること	障害のある 人の結婚や 育児に、周 囲が反対す ること	認めていな いこと	在日外国人 の選挙権を 認めていな いこと	か を調べるこ と	結 婚に際して 相手の出 身を同和地 区かどうか を調べるこ と	望に反して 施設に入所 させること	と のた めに 体罰 を行 うこ と	親が、子 どものし つけ のため に体罰 を行 うこ と	教師が、 児童・生 徒に 体罰を 行うこ と	と 労働者 が解雇 される こと	HIV感 染を理 由に、 労働者 が解雇 される こと	所を報 道され ること	犯罪被 害者が 名前や 住所を 報知さ れるこ と
利用あり(403)	**4.24	**4.59	**4.15	**3.58	**4.16	3.22	**3.38	**3.42	**4.22	*3.68								
とよなか男女共同参画推進 センターすてっぷ(193)	**4.41	**4.76	**4.27	**3.73	**4.32	3.29	**3.42	**3.54	**4.39	**3.77								
障害福祉センターひまわり (114)	4.2	4.53	*4.12	3.5	4.13	3.3	3.33	3.31	**4.32	3.54								
とよなか国際交流センター (147)	*4.22	**4.63	**4.23	*3.64	**4.25	3.3	3.35	*3.47	**4.28	**3.84								
豊中人権まちづくりセンタ ー又は蛭池人権まちづくり センター(83)	4.2	*4.65	**4.27	*3.74	**4.38	3.22	**3.6	**3.58	**4.44	*3.87								
子育て支援センターほっぺ (77)	4.23	*4.68	4.03	3.68	4.08	3.21	*3.56	*3.5	4.21	3.71								
利用なし(522)	4.08	4.4	3.92	3.46	4.04	3.2	3.24	3.31	**4.14	3.54								

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

その中で、男女共同参画推進センターと人権まちづくりセンターは当該の施設の課題以外についても評価点が高いことがわかる。障害者問題については障害福祉センター利用者より高く、外国人の参政権については国際交流センター利用者より高く、教師の体罰についても子育て支援センター利用者より高い。人権意識の向上という点から見ると、男女共同参画推進センターと人権まちづくりセンターが果たしている役割は大きい。逆に障害福祉センター利用者は障害者理解が高いわけではなく、他のさまざまな人権問題全体についても評価点が低かった。

表7は「問題ある行為」との関係である。これらの質問は未だ人権侵害であると多くの人には認知されていない「新しい人権課題」に当たる。そのため、表6に比べて、全体的に評価点が低く、「どちらでもない」3点よりも低い項目もあることがわかる。こうした新しい問題になると、施設利用者とそうでない人の意識の違いがほとんどなくなる場合があることが確認される。

[表7 施設利用と問題ある行為への対応(表中の数値は平均評価点)]

	就職の面接 で人事担当 者が就職希 望者の家族 構成を聞く こと	採用決定前 に、就職希望 者に健康診 断書の提出 を求めるこ と	性犯罪歴の ある人の名 前や住所を 警察が公表 すること	親が子ども にきた電子 メールを勝 手に読むこ と	理由にかか わらず、不法 滞在の外国 人を強制退 去させるこ と
利用あり	2.88	*2.4	2.12	3.53	2.98
とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	**3.06	*2.46	2.22	3.62	3.06
障害福祉センターひまわり	2.81	2.41	2.14	3.52	2.83
とよなか国際交流センター	**3.06	2.42	*2.32	3.54	*3.09
豊中人権まちづくりセンター又は蛸池人権まちづくりセンター	3	2.34	2.33	*3.77	3.07
子育て支援センターほっぺ	2.87	2.4	1.83	3.45	2.95
利用なし	2.78	2.34	2.1	3.58	2.88

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

問6の「就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くこと」や「採用決定前に、企業が就職希望者に健康診断書の提出を求めること」は公正な採用という点で問題であると近年再確認され、統一応募用紙の改訂や行政指導などがなされている行為である。

しかし、就職差別問題の解決に尽力してきた施設、すなわち人権まちづくりセンター利用者と他の施設利用者に大きな違いはない。

[表8 施設利用と差別的行為に対する態度(表中の数値は平均評価点)]

	自宅近くに障害者施設の建設計画が持ち上がったら反対する	自分の身内に障害のある子どもが生まれることはいやだ	結婚する相手の家族の状況は調べておきたい	同和地区を含む校区には引っ越したくない	自分の身内が未婚のまま子どもを生むことには反対する
利用あり	3.84	**2.87	2.73	*3	*2.77
とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	3.82	2.73	2.73	*3.04	*2.85
障害福祉センターひまわり	3.86	**3.15	2.69	2.98	2.76
とよなか国際交流センター	3.88	*2.9	*2.84	*3.1	2.84
豊中人権まちづくりセンター又は蛸池人権まちづくりセンター	**4.16	**3.18	**3.21	**3.52	**3.16
子育て支援センターほっぺ	3.75	2.86	2.86	2.82	2.74
利用なし	3.79	2.68	2.61	2.83	2.72

(数字についている記号は有意差を示す、**が1%以下、*が5%以下。)

表8は「差別的行為に対する態度」と施設利用の関係である。表6に示された項目が規範意識を問うているのに対して、表8の項目は自らの態度の表明を求めており、いわば「本音」を尋ねている。そうした質問になると、施設利用をしている人とそうでない人との評価点にほとんど差がなかったり、逆転する項目も出てくる。「障害者施設の建設」については、障害福祉センター利用者の評価点は人権まちづくりセンターよりも低い。また、「未婚出産」については子育て支援センターの利用者の評価点が一番低く、他よりも未婚出産への反対が多いということになる。自分が障害福祉センターを利用しているのに自宅近くに障害者施設が来るのは困る、あるいは自分も子育て最中の母親であるのに、シングルマザーの存在には反対するというのは、どのように理解すればいいのだろうか。自らの人権保障のために施設を利用するということと、同じ立場の他者に対する理解を平行して進めることが必要とされている。

その点、人権まちづくりセンターは利用者の啓発には一定程度成功しているといえる。かつて同和地区の実態が劣悪であったため、周辺地域住民ほど差別的意識が強いといわれていた。しかし、表8を見ると身元調査と同和地区への転居については、他の施設利用者に比べて突出して評価点が高い。身元調査に反対し、同和地区を忌避しないことは際立っている。これは、地区の実態が改善されたことが影響しているとともに、人権まちづくりセンターの事業効果と見ることができるだろう。しかも、表8では、人権まちづくりセンター利用者がすべての項目で他の施設利用者より高い評価点を示しており、しかもその値が3以上である。表6の人権意識のレベルでは男女共同参画推進センターや国際交流セン

ターも同様な状況であったが、より自分の利害に係わる事項については人権まちづくりセンター利用者だけが低い数値を示した。建前や理想だけではなく、本音と現実の部分で人権尊重が根付いている人が多いということになる。人権まちづくりセンターはその名称のとおり「人権まちづくり」を進める拠点になりつつあることが確認できる。課題は先にも見たとおり、認知状況の拡大と利用者の増加である。

おわりに

以上見てきたように、学習経験や施設利用は人権問題の「発見」や反差別にかかわる態度形成にプラスの効果を果たしていることが確認できた。学習の方法と人権意識については今回の調査では分析が困難であったが、単純集計などから示唆を得ることができた。そこで、以下のような点を今後の人権教育・啓発の課題としたい。

被差別者自身による啓発や交流が効果的であるので、今後も継続すべきである。

学校の授業は人権問題の発見に有効であり、人権に関わる生涯学習を促していることから、地域の人権関連施設との連携を進める必要がある。

新しい人権の課題についての学習を進めるとともに、人権概念そのものを学習し、新しい課題についても対応できるようにする。

学校の授業、啓発活動は「反差別の態度形成」という点では課題が多い。

人権関連施設の周知徹底と利用の促進を図る。

人権関連施設、特に障害福祉センターと子育て支援センターは、施設利用者同士の連帯を深めるような啓発活動を進める。

人権まちづくりセンターは利用者が少ないものの、反差別の態度形成という点で効果をあげているので、拠点施設として機能をさらに充実させる。

差別する意識

神原 文子

1. 問題意識

豊中市民の人権意識の向上を図るために有効な施策を構築するうえで、以下の点を明らかにする。人々の差別意識や人権意識が、諸属性や生活意識とどのような関連にあるのか、差別意識や人権意識の高低に影響を及ぼしている要因は何か、また、それらは相互にどのような関連にあるのか。

2000年に実施された『豊中市・人権についての市民意識調査』と、今回の調査とでは、差別意識を測定する項目や差別学習を測定する項目が異なるために、前回の調査で明らかになった知見が今回の調査で成り立つかどうかを確かめることはできないが、前回の調査で明らかになった知見を、今回の分析における仮説構成の参考にすることはできる。また、これまで、神原が関わった2003年の『生駒市人権についての市民意識調査』、および2007年度『三田市・人権意識調査』の分析結果も参考にしながら、以下のような分析モデルを構成する。

[図1 差別する意識と関連する諸要因モデル]

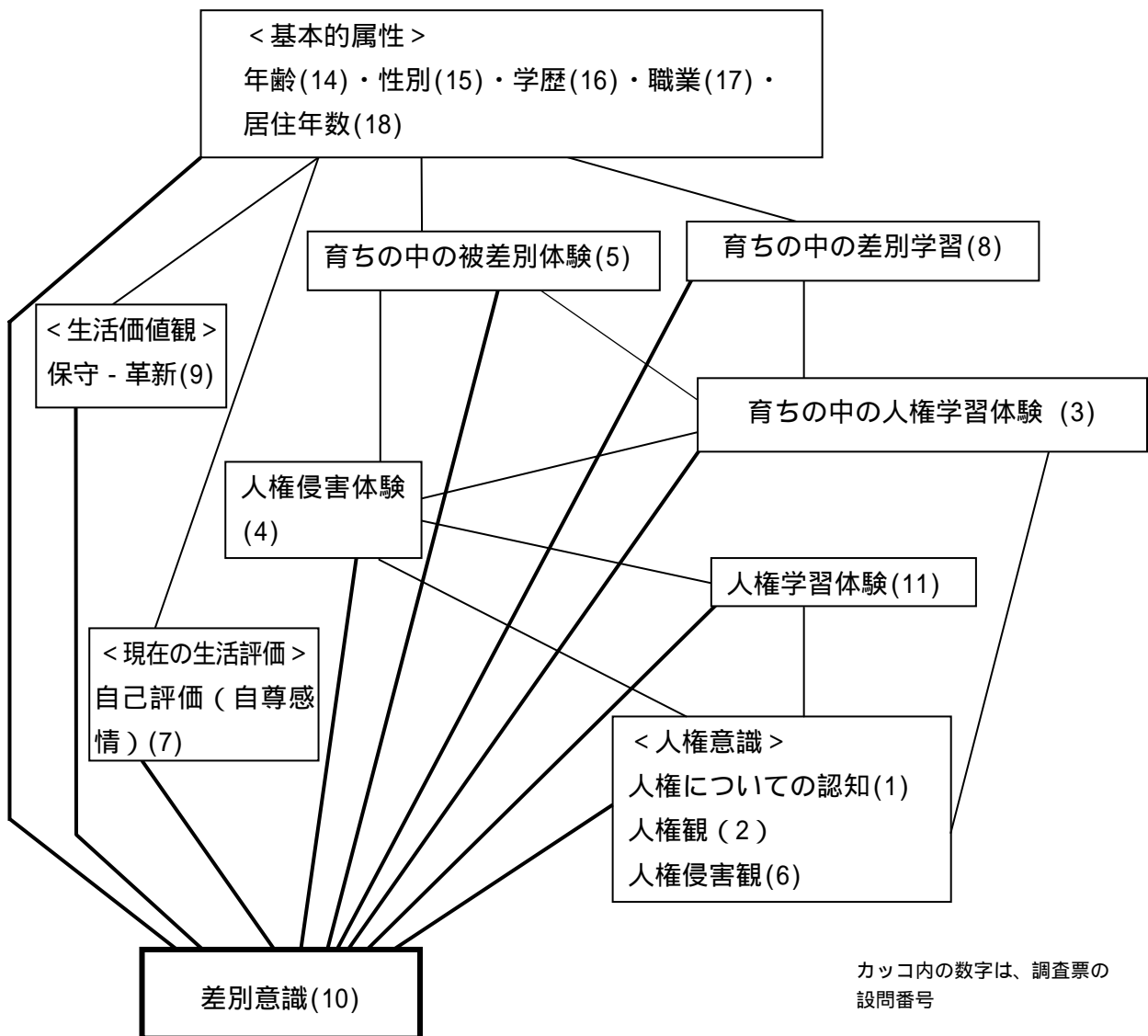


図1において、「差別意識」と太線で結んでいる諸要因との関連について分析する。
以下のような仮説を構成することができる。

- < 仮説1 > 生活価値観において、保守的な考えを持っている人ほど、差別意識が強い。
- < 仮説2 > 育ちの中で差別学習を受けて、その学習を内面化した人は、反発した人よりも差別意識が強い。
- < 仮説3 > 人権学習を受けた度合いの高いほど、差別意識は弱くなる。
- < 仮説4 > 被差別体験のある人や人権侵害体験のある人ほど、差別意識が弱い。
- < 仮説5 > 自己肯定感の高い人ほど、差別意識が弱い。

2. 差別意識を測定する

(1) 差別意識尺度

今回のアンケート調査において、差別意識を測定するために複数の設問が用意されている。その中で、問10の5項目、すなわち、「自宅近くに障害者施設の建設計画が持ち上がった場合は反対する」、「自分の身内に障害のある子どもが生まれることはいやだ」、「結婚する相手の家族の状況は調べておきたい」、「同和地区を含む校区には引っ越したくない」、「自分の身内が未婚のまま子どもを産むことには反対する」への回答を用いて差別意識尺度を構成する。

はじめに、問10の項目が、差別意識を測る項目として、共通の意味を有しているかどうかを検討するために、5項目への回答をもとに因子分析を行った。具体的には、最尤法でプロマックス回転を行ったところ、1因子のみに収斂した。寄与率は33.56%であった。このことから、問10の5項目は、いずれも差別意識を測定するための共通の意味を持った項目とみなすことができる。また、これら5項目を、一次元尺度として用いるうえで、一次元性について、クロンバッハの信頼性係数を求めたところ、 $\alpha = .703$ であり、一次元尺度として用いることに問題ないと判断できる。

そこで、5項目への回答のうち、「よくあてはまる」1点、「まあまああてはまる」2点、「どちらともいえない」3点、「あまりあてはまらない」4点、「まったくあてはまらない」5点とし、5項目への回答結果を加算して、個々の対象者の得点とする。したがって得点は、5点から25点に分布する。

さらに、順序尺度にするために、差別意識の程度について、5～9点を「強い」、10～14点を「やや強い」、15～19点を「やや弱い」、20～25点を「弱い」とする。

分布は、表2のとおりである。

[表2 差別意識度]

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	強い(5-9)	156	8.8	9.0	9.0
	やや強い(10-14)	729	41.1	42.2	51.2
	やや弱い(15-19)	650	36.6	37.6	88.9
	弱い(20-25)	192	10.8	11.1	100.0
	合計	1,727	97.4	100.0	
欠損値	不明	47	2.6		
合計		1,774	100.0		

(2) 基本的属性の違いと差別意識

次節の分析に先立って、性別、年齢、学歴、職業、居住年数の違いにより、差別意識の強弱があるかどうか確かめておこう。

[表3 性別に見る差別意識得点]

性別	平均値	度数	標準偏差
男性	14.50	706	3.866
女性	14.70	979	3.983
合計	14.61	1,686	3.938

[表4 年齢別・差別意識得点]

年齢	平均値	度数	標準偏差
16～19歳	15.47	53	3.851
20～24歳	16.00	65	3.077
25～29歳	15.56	85	4.040
30～34歳	14.99	142	4.139
35～39歳	14.87	158	3.629
40～44歳	14.11	162	4.078
45～49歳	14.64	158	4.110
50～54歳	14.61	99	3.838
55～59歳	14.57	192	3.758
60～64歳	14.76	157	3.786
65～69歳	14.27	157	3.985
70歳以上	13.75	267	4.022
合計	14.59	1,695	3.937

性差による差別意識度の差はないが、年齢別では、相対的に年齢が高くなるほど、差別意識が強くなっている。

[表5 学歴別・差別意識得点]

最後に卒業した学校	平均値	度数	標準偏差
小学校、高等小学校、中学校	14.83	195	4.001
高等学校	14.77	602	3.856
大学、大学院、短期大学	14.39	833	3.950
その他	14.88	59	4.223
合計	14.60	1,689	3.934

学歴と差別意識度の関連では、統計的に有意差はない。このことは、学校教育を受けるほど、差別意識が弱くなるとは一概には言えないことを示している。

[表6 職業別・差別意識得点]

職業	平均値	度数	標準偏差
自営業	13.98	142	3.739
民間企業の経営者・管理者	13.56	95	3.104
民間企業の勤労者	14.94	376	3.932
公務員、教員	16.26	53	4.666
臨時・パート勤め	14.69	228	3.798
その他の有業者	13.67	21	4.151
家事専業	13.99	389	3.960
学生	15.76	90	3.627
その他の無職	14.86	295	4.021
合計	14.59	1,689	3.931

職業と差別意識との関連では、自営業者や経営・管理者において差別意識が強く、公務員・教員は、最も差別意識が弱いという結果になっている。

[表7 居住年数別・差別意識得点]

居住年数	平均値	度数	標準偏差
生まれてからずっと	14.49	254	3.779
20年以上	14.42	841	3.990
10～20年未満	14.85	242	3.644
5～10年未満	14.79	156	4.002
5年未満	15.01	207	4.249
合計	14.60	1,700	3.947

表7から、居住年数の違いによる差別意識の違いは見られない。

3. 差別意識と関連する諸要因

(1) 伝統的意識と差別意識との関連

問9では、回答者の伝統的価値観の程度を問うている。

「家を建てる時や買う時には、家相や方角なども考慮すべきだ」、「めでたいことは、やはり大安の日に行くべきだ」、「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」の3項目である。そこで、これらへの回答をもとに伝統的価値観尺度を作成するために、因子分析を行った。その結果、「家を建てる時や買う時には、家相や方角なども考慮すべきだ」と「めでたいことは、やはり大安の日に行くべきだ」とは、1因子に収斂し、伝統志向とみなすことができるが、「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」は、因子負荷量が小さく、伝統的価値観を測る物差しとして妥当ではないことが明らかになった。むしろ、「相撲における女性排除意識」と解釈できる。

ここでは、「家を建てる時や買う時には、家相や方角なども考慮すべきだ」と「めでたいことは、やはり大安の日に行くべきだ」との2項目への回答結果を得点化して合計し、伝統志向得点とする。ちなみに、これら2項目によって、伝統志向尺度を作成する場合の一次元性については、クロンバッハの信頼性係数 $=.906$ であり、尺度化するうえで問題はない。

伝統志向度の分布は、表8のとおりである。

[表8 伝統志向]

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	強い(2,3)	367	20.7	21.1	21.1
	やや強い(4,5)	683	38.5	39.3	60.4
	やや弱い(6,7)	413	23.3	23.8	84.2
	弱い(8,9,10)	275	15.5	15.8	100.0
	合計	1,738	98.0	100.0	
欠損値	不明	36	2.0		
合計		1,774	100.0		

伝統志向度と差別意識度との関連は、表9のとおりである。2検定の結果、統計的に有意な関連があることがわかる。

[表9 伝統志向と差別意識度との関連]

		差別意識度				合計
		強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)	
伝統志向	強い(2,3)	63 17.5%	176 48.8%	95 26.3%	27 7.5%	361 100.0%
	やや強い(4,5)	57 8.5%	321 47.8%	249 37.1%	45 6.7%	672 100.0%
	やや弱い(6,7)	25 6.1%	140 34.1%	192 46.8%	53 12.9%	410 100.0%
	弱い(8,9,10)	10 3.6%	90 32.7%	112 40.7%	63 22.9%	275 100.0%
合計		155 9.0%	727 42.3%	648 37.7%	188 10.9%	1,718 100.0%

注： $\chi^2=136.770$ $df=9$ $P<.001^{***}$

<知見1> 伝統志向が強いほど、差別意識が強い。

また、「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」という意識と差別意識度との関連を見ると、表10のように、強い関連があることがわかる。

[表10 (ウ)伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきでないとの差別意識度との関連]

		差別意識度				合計
		強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)	
(ウ)伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきでない	そう思う	65 19.6%	151 45.5%	94 28.3%	22 6.6%	332 100.0%
	どちらかといえばそう思う	32 9.9%	183 56.8%	91 28.3%	16 5.0%	322 100.0%
	どちらともいえない	25 5.5%	181 39.9%	206 45.4%	42 9.3%	454 100.0%
	どちらかといえばそうは思わない	7 2.9%	103 42.0%	105 42.9%	30 12.2%	245 100.0%
	そうは思わない	26 7.1%	106 29.1%	152 41.8%	80 22.0%	364 100.0%
	合計	155 9.0%	724 42.2%	648 37.7%	190 11.1%	1,717 100.0%

注： $\chi^2=175.096$ $df=12$ $P<.001^{***}$

<知見2> 「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」という考えを支持する人は、差別意識が強い傾向がある。

(2) 差別学習と差別意識度

問8において、「差別されている人とかかわらないほうがよい」ということを聞いたり、教えられたりした経験を問うている。差別学習である。重要なことは、差別学習を受けたかどうかという経験だけではなく、差別学習を経験した時にどのように思ったかという受け止め方である。

差別学習の受け止め方の違いが、現在の差別意識度とどのように関連しているかを分析したのが表11である。差別意識得点が低いほど差別意識が強いが、低い順に見ると、「そ

のとおりだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」「特になにも感じなかった」「聞いたことない」「疑問や反発を感じた」という順になっている。差別学習を受けることが、差別意識の内面化に影響を及ぼしていることがわかる。とりわけ、差別学習を受けて、従順に、「そのとおりだと思った」「そういう見方もあるのかと思った」といった受け止め方をすることが差別意識の定着に影響を及ぼしており、差別することを教えられていない人よりも差別意識が強い傾向があると言える。ただ、差別学習を受けて、「疑問や反発を感じた」という受け止め方をする人は、差別意識が低いことも指摘しておこう。

[表 11 差別学習の受け止め方の違いによる差別意識得点]

差別学習の受け止め方	平均値	度数	標準偏差
そのとおりだと思った	11.86	29	4.36
そういう見方もあるのかと思った	12.85	299	3.44
疑問や反発を感じた	16.25	149	3.77
その他	14.67	9	4.95
特に何も感じなかった	13.67	12	4.40
聞いたことがない	14.89	1,223	3.91
合計	14.59	1,721	3.96

<知見3> 育ちの中で差別学習を受けて、その学習を従順に内面化した人は、差別学習を受けていない人や差別学習に反発した人よりも差別意識が強い。

なお、今回の調査では、差別学習を受けたという人は 29.2%、受けたことはないという人は 66.8%と、受けたことがないという人が過半数以上を占めている。2000 年の意識調査では、差別学習を受けたという人は 734 人 (54.9%)、差別学習を受けていないという人は 602 人 (45.1%) であったことと比べると、差別学習を受けたことのない比率が大幅に増えたように見える。しかし、2000 年調査の質問文は、『差別されている人と関わらないほうがよい』とか『差別される側にも問題がある』ということを見聞きしたり教えられたりしたことがあるかどうか』となっており、質問の文言が変わったことの影響を無視するわけにはいかないことを断っておきたい。

(3) 人権学習と差別意識

今度は、人権学習の有無、および人権学習の受け止め方の違いによる差別意識得点の違いを検討する。ここでいう人権学習とは、「差別はいけないことだ」ということを見聞きしたり教えられたりしたことがあるかどうかである。

表 12 によると、人権学習を受けて、「そのとおりだと思った」、「そういう見方もあるのかと思った」という人は、人権学習を受けて「疑問や反発を感じた」人や人権学習を受けなかった人よりも差別意識が弱いことがわかる。

[表 12 人権学習の受け止め方の違いによる差別意識得点]

人権学習の受け止め方	平均値	度数	標準偏差
そのとおりだと思った	14.96	959	4.01
そういう見方もあるのかと思った	14.04	452	3.68
疑問や反発を感じた	13.75	53	4.35
その他	16.13	40	3.47
特に何も感じなかった	14.45	31	3.58
受けていない	13.97	182	4.13
合計	14.59	1,717	3.96

< 知見 4 > 人権学習を受けて、そのとおりだと受け止めた人は、疑問や反発を感じた人や人権学習を受けなかった人よりも差別意識は弱い傾向がある。

(4) 人権侵害の加害体験や被害体験と差別意識

次に、人権侵害をした経験や人権侵害を受けた経験と差別意識との関連を検討する。

表 13 では、人権侵害をした経験のある人のほうが、ない人よりも差別意識が弱いという結果になった。また、表 14 でわかるように、人権侵害を受けたという人よりも受けていないという人のほうが差別意識は弱いという結果になっている。

これらについては解釈が難しいが、表 15 のように、人権侵害をした経験と人権侵害を受けた経験との関連が高いことから、一つの解釈として、人権侵害をした経験あり、人権侵害を受けた経験ありと回答した人は、相対的に、どのようなことがらが人権侵害に当たるかということを認知している比率が高く、合わせて、どのような行為が差別とみなされるかを認知している傾向も高いものと推察される。

[表 13 他人に人権侵害をした経験と差別意識得点]

他人に人権侵害をした経験	平均値	度数	標準偏差
ある	15.00	179	4.158
ほとんどない	14.29	614	3.868
まったくない	14.32	331	4.176
わからない	14.94	565	3.776
合計	14.59	1,689	3.942

[表 14 5年間で、人権侵害を受けた経験と差別意識得点]

5年間で、人権侵害を受けた経験	平均値	度数	標準偏差
ある	14.72	162	4.156
ほとんどない	14.33	673	3.892
まったくない	14.38	552	4.041
わからない	15.35	312	3.624
合計	14.57	1,699	3.935

[表 15 他人に人権侵害をした経験と5年間で、人権侵害を受けた経験との関連]

		5年間で、人権侵害を受けた経験				合計
		ある	ほとんどない	まったくない	わからない	
他人に人権 侵害をした 経験	ある	45 25.3%	74 41.6%	27 15.2%	32 18.0%	178 100.0%
	ほとんどない	50 8.1%	334 53.8%	181 29.1%	56 9.0%	621 100.0%
	まったくない	19 5.6%	69 20.2%	232 67.8%	22 6.4%	342 100.0%
	わからない	48 8.5%	201 35.6%	111 19.6%	205 36.3%	565 100.0%
合計		162 9.5%	678 39.7%	551 32.3%	315 18.5%	1,706 100.0%

注： $\chi^2=454.458$ $df=9$ $P<.001^{***}$

<知見5> 人権侵害や差別について理解している人ほど、差別意識は弱い傾向にある。

(5) 自己評価と差別意識

問7では、さまざまな自己評価を問うために、12項目について回答を求めている。

まず、問7の項目が、自己評価がどのような因子から成っているかを検討するために因子分析によって確かめることにする。因子分析の技法は主因子法を用いてバリマックス回転を行った。

因子負荷量の小さい項目や、単一因子に収斂しない項目を削除して、最終的に、表16のような2因子に収斂した。

第1因子は、因子負荷量の高い項目群から「自己肯定感」と解釈できる。また、第2因子は、「被受容感」と解釈できる。

第1因子に高い因子負荷量を示す項目を用いて、自己肯定感尺度を構成するにあたってクロンバッハの信頼性係数を求めたところ、 $=.689$ であった。同様に、第2因子に高い因子負荷量を示す項目から、被受容感尺度を構成するにあたってクロンバッハの信頼性係数を求めると、 $=.693$ であった。これらの数値は、十分に大きい数値とはいえないが、尺度を構成するうえでは問題ないと判断できる。

[表 16 自己評価項目の因子分析結果]

自己評価項目	第1因子	第2因子
(オ)自分の人生は、どんなに努力しても、うまくいかないことが多い	0.700	0.041
(ア)現在、自分の生活は充実していると思う・逆	0.569	0.246
(エ)自分は、まわりの人から期待されていない、と思うことがある	0.543	0.130
(イ)長所も短所も含めて、自分のことが好きだ・逆	0.479	0.285
(サ)人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる	0.202	0.694
(カ)どんな時でも、自分を受け入れて、認めてくれる人がいる・逆	0.338	0.672
(キ)信頼できる少数の友だちと、深くつきあうほうだ・逆	0.049	0.535
寄与率	21.4	19.7
累積寄与率	21.4	41.1
クロンバッハの係数	0.686	0.693
解釈	自己肯定感	被受容感

因子抽出法：最尤法 回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

第1因子の項目も第2因子の項目も、プラスの評価が高いほど点数が高くなるように操作し、点数を加算する。その結果、自己肯定感は、4～20点に分布する。他方、被受容感は、3～15点に分布する。表17と表18や、これらの得点を順序尺度に変換した度数分布表である。

[表 17 自己肯定感度]

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	低い(4-9)	86	4.8	5.0	5.0
	やや低い(10-13)	548	30.9	31.8	36.8
	やや高い(14-16)	777	43.8	45.1	81.9
	高い(17-20)	311	17.5	18.1	100.0
	合計	1,722	97.1	100.0	
欠損値	不明	52	2.9		
合計		1,774	100.0		

[表 18 被受容感度]

		度数	パーセント	有効パーセント	累積パーセント
有効	低い(3-7)	109	6.1	6.3	6.3
	やや低い(8-10)	398	22.4	23.0	29.3
	やや高い(11-13)	820	46.2	47.4	76.7
	高い(14-15)	404	22.8	23.3	100.0
	合計	1,731	97.6	100.0	
欠損値	不明	43	2.4		
合計		1,774	100.0		

これらの尺度を用いて、差別意識との関連を検討する。

クロス集計にもとづく 2 検定の結果、自己肯定感、および被受容感のいずれも、差別意識度との間に統計的に有意な関連があることがわかる。ただし、関連の仕方は、単純ではない。

[表 19 自己肯定感と差別意識度との関連]

		差別意識度				合計
		強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)	
自己肯定感	低い(4-9)	10 11.6%	38 44.2%	26 30.2%	12 14.0%	86 100.0%
	やや低い(10-13)	46 8.6%	234 43.5%	217 40.3%	41 7.6%	538 100.0%
	やや高い(14-16)	55 7.2%	335 43.9%	286 37.5%	87 11.4%	763 100.0%
	高い(17-20)	43 13.9%	114 36.8%	108 34.8%	45 14.5%	310 100.0%
	合計	154 9.1%	721 42.5%	637 37.5%	185 10.9%	1,697 100.0%

注： $\chi^2=27.381$ $df=9$ $P<.001^{**}$

[表 20 被受容感と差別意識度との関連]

		差別意識度				合計
		強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)	
被受容感	低い(3-7)	9 8.3%	41 38.0%	50 46.3%	8 7.4%	108 100.0%
	やや低い(8-10)	34 8.7%	170 43.7%	151 38.8%	34 8.7%	389 100.0%
	やや高い(11-13)	65 8.1%	377 46.8%	290 36.0%	74 9.2%	806 100.0%
	高い(14-15)	46 11.5%	135 33.7%	150 37.4%	70 17.5%	401 100.0%
	合計	154 9.0%	723 42.4%	641 37.6%	186 10.9%	1,704 100.0%

注： $\chi^2=38.803$ $df=9$ $P<.001^{***}$

<知見 6> 自己肯定感が高いほど、一方で差別意識の強い人と、他方で差別意識の弱い人とに分かれる。

<知見 7> 被受容感が高いほど、一方で差別意識の強い人と、他方で差別意識の弱い人とに分かれる。

(6) 差別意識の強弱に影響する諸要因

最後に、差別意識度との関連が明らかになった尺度が、差別意識の強弱にどの程度の影響力を及ぼしているのかを検討するために重回帰分析を試みる。

説明変数は、伝統志向得点、相撲の女性排除意識(排除=1、その他ダミー=0)、差別学習肯定(肯定=1、その他ダミー=0)、差別学習容認(容認=1、その他ダミー=0)、差別学習反発(反発=1、その他ダミー=0)、差別学習受けていない(受けていない=1、その他ダミー=0)、人権学習肯定(肯定=1、その他ダミー=0)、人権学習反発(反発=1、その他ダミー=0)、人権学習受けていない(受けていない=1、その他ダミー=0)、自己肯定得点、被受容得点である。

また、被説明変数は、差別意識得点である。

表 21 は、重回帰分析の結果である。なお、 $R^2 = .170$ である。

[表 21 係数¹]

モデル	非標準化係数		標準化係数		有意確率	相関係数 偏
	B	標準誤差	ベータ	t		
(定数)	11.501	.508		22.641	.000	
伝統志向得点	.433	.042	.237	10.291	.000	.245
相撲の女性排除意識	-1.369	.188	-.169	-7.291	.000	-.176
差別学習容認	-1.720	.234	-.167	-7.336	.000	-.177
被受容感得点	.115	.037	.071	3.135	.002	.077
差別学習肯定	-2.401	.687	-.079	-3.498	.000	-.086
差別学習反発	.910	.318	.065	2.863	.004	.070
人権学習肯定	.451	.180	.057	2.503	.012	.061

1. 従属変数：差別意識得点

分析の結果、「伝統志向得点」、「相撲の女性排除意識」、「差別学習容認意識」、「被受容得点」の影響力が強いことが明らかになった。

4. まとめにかえて

今回の分析において、差別意識に影響する諸要因をある程度明らかにすることができた。知見をもとに、今後の人権学習や人権啓発の課題を列挙しておこう。

伝統的な価値観や、相撲という伝統に名を借りた女性排除意識が差別意識と強い関連のあることが明らかになった。「伝統」の意味を正面から見直す必要がありそうである。

差別意識が差別学習と関連のあることが、2000年調査と同様に、今回も明らかになった。差別することを薦めるような見聞を従順に受け入れることが、差別意識の形成・維持に関わっていること、しかも、このような差別学習が身近な家族、友だち、先輩などによってなされていることを真摯に受け止め、対応を講じることが期待される。

被受容感の低さが差別意識の強さに関連している。だれもが、家族、地域、社会の中で受け入れられていると実感できる社会関係の構築の重要性が、改めて確認された。

提 言

人権文化のまちづくりの課題

上杉 孝實

豊中市にあっては、すべての人の人権が尊重される、住みよいまちを築くため、人権文化のまちづくりを標榜し、施策を進めてきた。1995年から始まった「人権教育のための国連10年」の行動計画では、人権という普遍的文化の創造が強調されたが、豊中市ではそれに先立って、人権、文化、まちづくりの不可分性に着目し、人権文化部を設置して、取り組みを進めてきた。その中で、市民は人権をどのようにとらえ、どこに問題が見いだされるかを明らかにし、今後の施策を展開する上での参考にするために、2000年に「豊中市・人権についての市民意識調査」が行われたが、その後の状況を把握するために2007年に、同様の調査が実施されたのである。

この調査結果で見ると、人権を鋭くとらえる人が増えているとは言い難いところがある。学校教育で人権教育を経験する人が増えていることもあって、若年層では人権意識の高い人が多いとはいえ、学校教育年数が長ければ、その効果が高いという結果になっていないのであって、義務教育以後の教育のあり方も問われるのである。差別的な見方を早く身につけた場合、その払拭は簡単ではないということも示されていて、それだけに早期からの人権教育の重要性が指摘できるのである。

「人権教育のための国連10年」に引き続いて、2005年から「人権教育のための世界プログラム」が展開されている中で、人権教育の進め方にも、さまざまな工夫がなされている。人権について学ぶことは、教育の過程を通じて人権を確立することも含むものであり、学習者の主体性を重視し、自分に即して問題に迫り実践につなぐ学習を進めるために、参加型学習も多く採り入れられるようになっている。しかし、話し合いやゲームが、必ずしも効果をあげているとはいえない調査結果になっている。参加型には、現地研修や交流などもあり、これらは当事者の話を聞くこととともに、評価が高いのである。このような学習の推進には、内容・方法ともに修練を積んだファシリテーターの役割が大きいのである。いずれにせよ、地域であれ、職場であれ、人権学習を経験した人と、そうでない人の人権意識には明らかに差があるのであって、継続的学習の必要性は高いのである。

人権文化における文化は、学術的・芸術的な文化に限定されるものでなく、人々の間で共有されている思考様式や行動様式を含むものである。人権文化の創造は、私たちを取り巻いている慣習やしきたりを見直し、不合理なものを変えていくことを意味する。迷信的なものにとらわれることが、人権のとらえ方の弱さにつながっていることは、調査結果にも表れていて、学習と実践の課題を示している。人権において加害を自覚している人は、被害を経験している人とともに、人権についてのとらえ方が深い。人権意識が高いから加害にも敏感であるということであって、加害経験がないということは、人権を浅いレベルでとらえていて、加害を行っていても無自覚であるというものも含んでいる。人はだれしも、加害、被害に遭遇しやすいのであって、それだけに意識的な取り組みを日常的に行うことが求められるのである。

豊中市には、様々な人権問題に取り組む拠点としての施設が配置されている。しかし、これらの周知度は必ずしも高いとはいえない。2～3割の市民が知っているという現状である。

これらの施設の利用者は、概して人権意識が高いという調査結果が出ている。人権まちづくりセンターは、解放会館として設置され、地域住民の活動を支え、同和問題を解決するための活動を行ってきたものであり、現在は名称を変え、機能を拡大して、人権尊重のまちづくりのため、啓発など諸事業を展開している。この施設の利用者は、男女共同参画推進センターの利用者と並んで、他施設利用者以上に人権意識が高いという調査結果になっている。もともと人権意識の高い層の利用が多いということも考えられるが、利用による学習効果もあり得るのであって、その存在意義は大きい。課題は、さらに市民の周知度を高め、事業の工夫によって多くの人の利用を促すことである。また、公民館や公民分館などとも連携して、各地域の市民にとっても身近に学ぶことができるようにすることが必要である。

児童虐待、いじめ、DV等、かつては問題とされることが少なかったものも、人権に関わる問題としてとらえられるようになり、これまで隠れていた問題が明るみに出されて、その結果、公的機関で扱われる件数も増加している。件数が多いことは好ましいことではないが、放置されることなくその解決に向けての取り組みが行われるようになっていくことの意味は大きい。インターネットを巡る問題や個人情報の問題など新たな人権問題も生じている。性的マイノリティの人権もようやく認識されるようになった。これらについては、学習による意識化が必要であり、まだその課題は大きいことが調査結果からもうかがわれる。

郵送法にしては、一概に回収率が低いとは言えないが、同様の調査を行ってきた他の自治体に比べると回収率が低いことが、前回に引き続いて指摘できる。住民の構成と回収された層との対比による分析によって、どのような層からの回答が少なかったかが問われなければならない。人権やまちづくりについての関心が薄い人が少なくないとすれば、それはなぜかを検討することが課題となる。ベッドタウンとしての性格が濃いまちであるとはいえ、住み続けている人は多いのである。

自治体行政は、住民の人権を守り、安全で住みやすいまちづくりを住民とともに進めるものであり、すべての行政が人権を確立するために努めることが求められている。豊中市は、この方針に添ってさまざまな施策を展開してきたが、今後さらにその強化を図る必要がある。市民の間にも、多様な団体・グループがまちづくりの学習や活動を展開している。個人加入で全国的にも注目を集めた豊中市人権教育推進委員協議会も設立以来40年近くになる。これら市民主体のまちづくりが人権尊重を柱としたものとして発展するように、条件整備を進めることが望まれるのである。